

【講習 1】「高性能な住まいづくり」の活用法解説

	質問	回答
①	<p>法的最低限～高性能に至る比較資料は参考になります。</p> <p>ただし、設計又は新築時点での比較、住宅ローンを組んだ内容であり現実的な保守が含まれておらずメリットに伴なう金額に疑問があります。</p> <p>→太陽光発電のパワコン、エコキュートの機械設備はたぶん 10～15 年に 1 回は最低交換となるはず</p> <p>その分をザックリプラスする必要があると思います。</p> <p>(静岡会場)</p>	<p>貴重なご意見を頂きましてありがとうございました。</p> <p>「高性能な住まいづくり」パンフレット作成にあたっては、住宅ローン減税、税制優遇措置、補助金など、新築時点で確実に試算できる項目について言及しております。</p> <p>設備機器等の劣化などにつきましては、住まい手の使用状況や頻度、あるいは設置環境などにより、その耐用年数などにバラつきが出てしまうため、敢えて考慮していません。</p>

「高性能な住まいづくり」のススメと 2025 年建築基準法・建築物省エネ法改正講習会 質問と回答

【講習 2】 2025 年建築基準法等改正について

	質問	回答
②	<p>増改築の際の申請日なのか検査日なのか等の期日の明確化と将来的にセミナーを行い説明願います。(省エネ適合に関し) (静岡会場)</p>	<p>法施行日前後の扱いについては、法律により規定される事となります。公表があれば情報提供等に努めたいと思います。</p>
③	<p>省エネ適判の審査については審査料金が発生するのでしょうか？ また、審査日数はどのくらいかかりますか？ 確認申請時に同時に提出できるのでしょうか？ (静岡会場)</p>	<p>省エネ適判の審査手数料は徴収する事になると思います。省エネ適判と確認申請を同時に申請する事は可能と思います。確認済証の交付には、省エネ適判の通知書等を、確認申請書に添付して頂き、その上で交付されることとなります。</p>

「高性能な住まいづくり」のススメと 2025 年建築基準法・建築物省エネ法改正講習会 質問と回答

	質問	回答
④	<p>4号特例の見直しに伴い、構造計算が必須となるのか？ (壁量計算ではだめ？) (静岡会場)</p>	<p>300 m²を超える建築物は、許容応力度の構造計算が必要となります。 また、300 m²以下の建築物は、現行通りの壁量計算となります。</p>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ適判省略する為に仕様基準(等級4)で確認申請を出し、後に長期優良住宅等(等級5)を申請することはできそうか？ 長期優良住宅等を必要とする住宅であれば 省エネ適判→確認申請で良いと思うが、確認申請後に性能評価が必要となる場合もあるのでは… ● フラット 35 (SA) で後付けで設計審査した場合は、基準法の検査とフラット 35 の検査を同時に行う場合、別々の基準の検査となるのか？ (沼津会場) 	<p>手続き的には、可能と考えます。ただし、確認申請において計画変更が必要になる場合がございます。 省エネ基準の検査としては、フラット 35 (金利 A) の内容で検査を行います。</p>